

丹波市立中学校 運動部活動ガイドライン

平成 30 年 9 月
丹波市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 本ガイドラインについて	1
	(2) 運動部活動の意義	1
2	運動部活動指導上の留意事項	2
	(1) 適切な休養日や活動時間の設定等について	2
	①学校における活動方針の策定等	
	②適切な休養日・活動時間の設定	
	(2) 適切な運動部活動指導について	3
	①適切な運動活動指導	
	②事故防止の徹底	
	③体罰等の禁止について	
	(3) 生徒のニーズを踏まえた環境整備について	4
	①学校規模に応じた部活動の設置	
	②参加する大会等の見直し	
	③地域との連携等	
3	終わりに	5

1 はじめに

(1) 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁より）や「いきいき運動部活動（4訂版）」（平成30年9月 兵庫県教育委員会より）をもとに、運動部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒にとっても、指導者にとっても、より安全で充実した、持続可能な活動となるよう、その運営や指導の在り方について示すものである。

なお、本ガイドラインは、運動部活動について記載しているが、文化部活動についてもこれに準じて取り扱うものとする。

(2) 運動部活動の意義

運動部活動には、単にスポーツ技能の向上だけでなく、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感などの涵養、明るく充実した学校生活の展開など、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために多様な意義や効果をもたらすことが期待される。

○中学校学習指導要領 第1章総則より（平成29年3月）

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

2 運動部活動指導上の留意事項

(1) 適切な休養日や活動時間の設定等について

①学校における活動方針の策定等

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教職員や保護者、「外部指導者」の意思で行われることなく、部活動に関わる全教職員の共通理解と協力により、本ガイドライン及び学校としての活動方針に沿って行う必要がある。

学校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成するとともに、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、学校長に提出する。

なお、活動方針、活動計画の作成にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 生徒の自主性・自発性を尊重するとともに、部活動指導者が生徒の実態に応じた適切な指導を行う。
- (イ) 一部の生徒に限ることなく、多くの生徒に活動の機会が与えられるようにする。
- (ウ) 技術指導のみに重点をおいたり、勝利至上主義に陥ったりすることなく、部活動指導者と部員、または部員同士の人間関係を深め、切磋琢磨しながら向上する雰囲気づくりに努める。
- (エ) 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることやスポーツ障害を予防するという観点から、適切な休養日等の設定に配慮する。

※なお、活動方針等は、学校のホームページ等を通して広く公表する。

②適切な休養日・活動時間の設定

【ノー部活動デーの取組】

- 週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も同様に扱う。
(平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上設定)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

- ・大会等により土日の両日活動した場合は、振り替え休養日を設ける。
- ・長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを設ける。
- ・上記練習時間について、大会や練習試合は除くものとする。

(2) 適切な運動部活動指導について

①適切な部活動指導

生徒が自主性や主体性を発揮できるよう、指導者は、活動目標や方針、練習のねらいや内容、方法などを生徒にしっかりと理解させる必要がある。部活動を通じて、生徒が自分の目標や課題、役割などを自ら設定し、達成や解決に向けた必要な取組を考え、実践する力を育めるようにする。

- スポーツの楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むことを目指した指導を行う。
- 生徒の技能やニーズに応じて、活動内容や練習場所などを工夫し、楽しく活動できる雰囲気づくりに努める。
- 指導者が一方的な運営を行うのではなく、生徒との対話を図りながらニーズや意見を把握し、生徒自身が、計画・実践・評価・改善に主体的に関与できるようにする。
- 学級や学年を離れて、仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につなげる。

②事故防止の徹底

(ア) 安全指導の充実

- ・ 生徒自身が、教科等の授業で習得した安全に関する知識や技能を活用・発展させ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるように指導する。
- ・ 施設・用具の正しい使用方法を指導する。また、使用前の安全確認の習慣化や準備・片付け及び移動時の安全指導なども十分に行う。

(イ) 安全管理の徹底

- ・ 学校は、各運動部において、可能な限り複数顧問体制による運営が可能となるよう教員を配置する。(ただし、男女別に共通の種目を設置する場合に、各顧問1名の他、別の顧問1名が男子部・女子部を兼任することも可とする。)
- ・ 個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておく。
- ・ 生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てる。
- ・ 施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行う。
- ・ 防球ネットなどを活用し、人数や練習内容などに応じて、安全に活動できる場を確保する。
- ・ 熱中症対策のための気温・湿度等の把握、暴風や雷、突然の豪雨などの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じる。(※熱中症対策については、「熱中症予防運動指針」【公益財団法人日本スポーツ協会】に示される環境条件の評価を参考に、運動の可否を判断する。)

(ウ) 事故等への適切な対応

- ・万が一、事故が発生した場合には、生徒の安全確保や応急手当などの適切な対応を行う。また、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立して全職員で共有する。
- ・応急手当や救命措置など、全教職員が心肺蘇生法の正しい手順、AEDの設置場所と使用方法を理解しておく。

③体罰等の禁止について

- いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、許されないものであるという認識をもつ。
- 生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜する行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、決して許されないものであるとの自覚をもって指導にあたる。

(3) 生徒のニーズを踏まえた環境整備について

①学校規模に応じた部活動の設置

- (ア) 学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、生徒のニーズを踏まえた運動部を設置すること等により、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。
- (イ) 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校で実施する合同部活動等の取組を推進する。

②参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会等については、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担とならないことを考慮して参加することとする。

③地域との連携等

- (ア) 学校は、運動部活動を持続可能なものとするために、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。
- (イ) 専門的な技術を指導できる顧問を確保することが困難な場合や、他の校務により顧問が十分に指導できない場合などにおいても、生徒が安全で充実した指導を受けることができるよう、また教員の負担軽減のためにも、必要に応じて外部指導者の活用を図る。

3 終わりに

部活動は、スポーツや文化、科学など、生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、それぞれの個性や能力を伸長したり、社会性や人間性を育む様々な経験を積んだり、生涯の友人を得たりする教育活動の一つとして、子どもたちの体力向上はもとより、各競技の技術向上に大きく貢献している。

しかし一方で、教育活動である部活動本来の姿を見失い、大会等で勝つことのみを重視した偏った指導や運営を行うと、怪我を引き起こすだけでなく、スポーツ障害やバーンアウトなど生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることも認識しなければならない。

運動部活動を、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として持続可能なものとするためにも、運動部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒にとっても、指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、その運営や指導体制の構築に本ガイドラインを活用していくことが大切である。